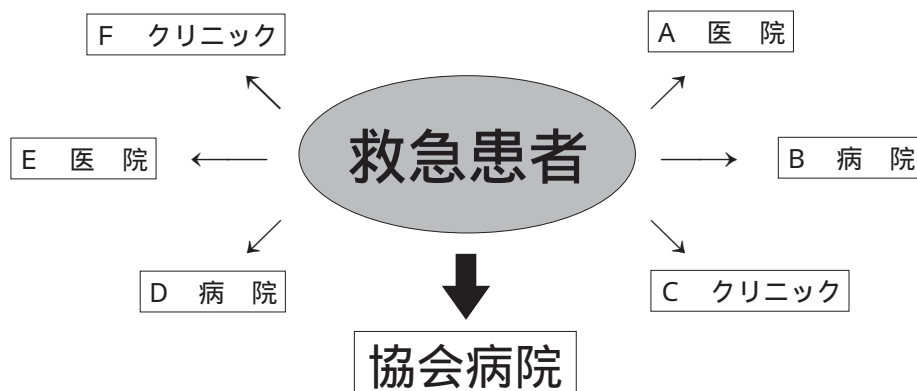


# 一次救急医療の提供方法が4月1日から変わります

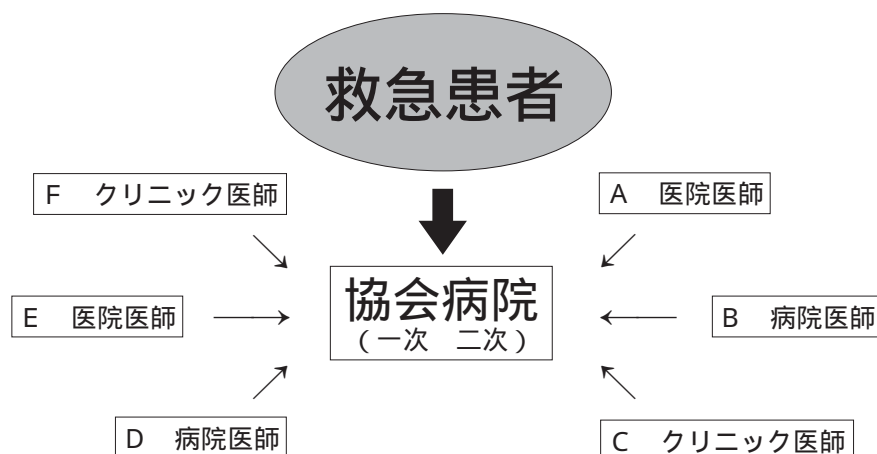
**【現状】** 平日の夜間は医師会が当番制でそれぞれの診療施設で、土・日、祝祭日は協会病院が一次診療を提供しています。

(平成21年3月まで)



**【今後】** 一次診療の場所が協会病院に一元化され、平日の夜間は医師会の医師が出向いて提供されます。

(平成21年4月から)



土・日、祝祭日については、従来から協会病院が担当。

地域医療と救急医療は、医師のみなさんの努力によって確保されています。普段、医師が十分な診療を可能とするため住民のみなさんのご理解をいただくとともに、次の点にご協力願います。

- ・「かかりつけ医」に早め(軽症)の受診に心がけましょう！
  - ・どうしてもと不安だという場合は、まず、電話での相談をしましょう！
- 近年、全国的にタクシー代わりに救急車を利用する方が増加しています。いざという時、必要な方が利用できなくなり、救命救急に支障をきたします。みなさんのご協力をよろしく願います。

## 平成21年度 固定資産の縦覧・閲覧は4月1日から

納税者の方々に自らの固定資産税の評価内容を知っていただき、その評価額が他の土地や家屋と比較して、公平妥当な金額であるか判断していただくため、固定資産の縦覧・閲覧を総務課税務係の窓口で4月1日から行います。(土・日・祝日を除く)

縦覧制度とは～自己の所有する資産および周辺の土地や建物の評価額を見ることができます。ただし、縦覧帳簿では所有者名、課税標準額、税額は見れません。

閲覧制度とは～自己の所有する資産の課税標準額、税額などを見ることができます。アパートやマンションに居住する借地人・借家人は、権利関係にある土地や建物の課税標準額、税額などを見ることができます。くわしくは、総務課税務係(☎52 2101)にお問い合わせください。